

定 款

公益社団法人 岩手県シルバー人材センター連合会

公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 連合会は、従たる事務所を別表に掲げる市町村に置く。

(目的)

第3条 連合会は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) シルバー人材センター事業推進のための活動を行うこと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(種別)

第5条 連合会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項の規定に基づき指定を受けた法人又は連合会の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者をその会員とする団体であって、理事会の承認を得たもの。

ア 原則として60歳以上の者。

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加を希望する者。

(2) 特別会員 連合会の目的に賛同し、シルバー人材センター等に対し、育成を図り、または援助を行う団体または学識経験者。

(3) 賛助会員 連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 全ての正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、第19条第2項に規定する決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前まで

に、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 連合会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 連合会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 連合会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに招集通知を発しなければならない。ただし、第20条第2項の規定により書面又は電磁的方法による議決権行使を認めるときは、招集通知のほか、法人法第41条及び法人法第42条に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を、開催日の2週間前までに発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、法人法第39条第3項の承諾をした正会員に対しては、前項に規定する書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使・書面等による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、代理人は、その代理権を証する書面を会長に提出するものとする。

2 総会に出席できない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる旨を理事会で決議したときは、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した正会員の中から選任された者1名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とするほか、1名を副会長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、連合会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、連合会の職務を執行する。

- 2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、連合会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、連合会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。

- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条第2項に規定する決議に基づき、行なわなければならない。

(報酬等及び費用)

- 第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする連合会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする連合会との取引
 - (3) 連合会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任免除等)

- 第30条 連合会は、法人法第112条の規定にかかわらず、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の連合会に対する損害賠償責任の一部又は全部を、総正会員の同意によって免除することができる。
- 2 連合会は、法人法第113条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事

(理事又は監事であった者を含む。)の連合会に対する損害賠償責任を、法令の限度において総会の決議によって免除することができる。なお、この場合の総会決議は、第19条第2項に規定する決議に基づいて行わなければならない。

- 3 連合会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の連合会に対する損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 連合会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる連合会に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 連合会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 連合会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は当該理事が、前条第4号後段による場合は当該監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内

に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発し
なければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開
催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ること
なく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が
出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案
について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表
示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監
事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した
ときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければな
らない。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長不在の理事会においては、出席した理事及び監
事の全員が第1項の議事録に記名押印しなければならない。会長又は副会長の選定（重任の
場合を除く。）を行う理事会においても同様とする。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第42条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 連合会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経るものとする。

2 前項の書類は、理事会の決議後、最初で開催される総会において報告するものとする。

3 第1項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の

規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第46条 連合会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、第19条第2項に規定する決議を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、第19条第2項に規定する決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、事前に行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 連合会は、第19条第2項に規定する総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、第19条第2項に規定する総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 連合会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第51条 連合会の事務を処理するため、連合会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 連合会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法による。

第10章 雑 則

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 連合会の最初の会長は高松則行、副会長は佐藤毅とする。

附 則

この定款は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成30年6月26日から施行する。

別 表

岩手県盛岡市

岩手県花巻市

岩手県宮古市

岩手県釜石市

岩手県一関市

岩手県大船渡市

岩手県北上市

岩手県奥州市

岩手県久慈市

岩手県遠野市

岩手県二戸市

岩手県陸前高田市

岩手県紫波郡矢巾町

岩手県下閉伊郡山田町

岩手県紫波郡紫波町

岩手県西磐井郡平泉町

岩手県二戸郡一戸町

岩手県九戸郡軽米町

岩手県下閉伊郡田野畑村

岩手県下閉伊郡岩泉町

岩手県胆沢郡金ヶ崎町

岩手県上閉伊郡大槌町

岩手県八幡平市

岩手県九戸郡九戸村

岩手県滝沢市

岩手県岩手郡雫石町

岩手県下閉伊郡普代村

岩手県気仙郡住田町

岩手県岩手郡岩手町

岩手県九戸郡洋野町

岩手県和賀郡西和賀町

岩手県岩手郡葛巻町